



# 日本システム監査人協会報

## システム監査登録制度特集

### 「シス監登録制度」概要

通産大臣認定のシステム監査業者の登録制度を創設する。

趣旨：コンピュータシステムの安全性・信頼性・効率性を確保するため、外部からの要請に応じ、システム監査を実施できる業者を、通産省の認定で、登録、告示し、ユーザの便に供しようとするもの。

登録の種類：

- ① 登録システム監査人（「個人」）
- ② 登録システム監査法人（「法人」）

いずれも、第三者の求めに応じ、システム監査を行うことができるもの。

登録の条件：情報処理システム監査技術者試験に合格し、3年以上の実務経験を有するもの。監査法人の場合は、システム監査部門が独立していること。

申請・告示：申請に基づき、要件を満たしていると認定されたものには、通産大臣から登録証を交付し、官報に告示する。

登録有効期間：3年

今後の日程：

- ① 平成3年1月末までに、通産省機械情報産業局長の私的諮問機関である「情報化対策委員会システム監査部会」で、具体案を審議する。
- ② 同3月末までに、制度を官報に告示する。
- ③ 同4～5月に、全国各通産局内で、説明会を開催する。
- ④ 同7月末に申請を締め切る。
- ⑤ 同10月に、第1回の登録証を交付する。

### 〔当協会としての対応〕

今のところ、理事会内での話し合いとしては、「合格者組織として、最大の関心事であるが、協会として、本制度にどう取り組むかは、本制度の内容が決定し、正式に公表されてから、改めて検討する」という線でまともまっている。

### 〔登録制度についての有志討論〕

以下、あくまでも、平成2年12月現在での個人レベルでの意見交換である。

<制度のねらい>

- A：当協会としても、システム監査業者の一覧リストを作り、広く一般に広めようとしていた矢先でもあるが、この制度のねらいも、システム監査について、責任を持って対応できるところをガイドすることにあると考えていいのだろうか。
- B：現在まで、システム監査を外部監査でやっているところは、それまでに何からの縁故がある関係が多く、いわばかなり閉鎖的な中でのやりとりであった。こんどの制度は、第三者に対しても、名乗りをあげることになるわけで、その意味では、大きな前進になるのではないか。
- C：金融機関など、すでに社内で、システム監査を実施していて、十分「実務能力」を持っているところもあるが、こういうところは登録した方がいいのかどうか。
- D：能力もあり、実績豊富であっても、直接、他社のシステム監査を実施するつもりのなら

いところは、登録できないようだ。

- B : 合格者で、実務経験があって、外部監査を実施できる場所となると、範囲はかなり限定されるね。しかし、いわば「業者リスト」としては、すっきりした形になる。

〈合格者としての受け止め〉

- A : 情報処理のシステム監査技術者試験の合格者としても、立場により、受け止め方はいろいろだね。
- B : 合格者については、そのあと、どう「処遇」していくのかという声があったことでもあり、それに対する一つの回答ではある。
- C : しかし、「実務経験」で、いわば合格者の中を“足切り”することになり、試験内容の否定ともいえるのではないか。
- D : とはいえ、社会一般に対しては、「実務経験」を前面に出さないと説得力がないと思うよ。制度のねらいが、まず第一にユーザーの利便だとすれば、やむを得ないだろう。
- C : 先の「処遇」論からすれば、合格者の一部については、強力なテコ入れになるが、残りについては、さらに宙ブランな立場に追い込まれることになる。
- B : 外部監査をやっていくつもりのところは、当然登録していくことになるだろうね。そうすると、「業界」団体結成という動きもでてくる。例えば、システム監査の標準報酬の設定など、すぐにも着手したい問題だろうからね。
- A : 今、当協会は、いわば「合格者」サロンの段階だが、「業者」となれば、法人単位だし、それを包含していくとすれば、規約の抜本的な改正も必要だし、運営の態勢も、役員のボランティアでは済まなくなる。
- C : 登録者側が別団体を作るかどうかは、後発者の判断で、どうにもコントロールできない。

- D : とはいえ、狭い世界だから、なるべく一緒にやっていきたいね。

〈審査方法・審査機関について〉

- A : 「実務経験」の判定は、具体的には、何で、だれがやるんだろうか。
- B : 口頭試問というわけにもいかないだろうね。
- D : 実務に即してということなら、現実に実施した「監査計画書」「監査報告書」のコピーという線もある。
- B : それなら、審査対象としては間違いはないだろうけど、顧客に無断では出せないね。
- D : 現実の「監査報告書」などを使うとすれば、監査対象の社名を匿名にすること、および監査対象者の了解を得るのは当然の前提だと思う。対象者名が匿名でも「報告書」としてのリアリティは、損なわれないだろう。
- C : 「監査報告書」というのは、第三者の目に触れることを想定していないものだからね、監査対象者の了解をとるのはむずかしいのではないか。
- D : 登録申請者としては、登録できるかどうかは、大問題だから、なんとしても了解を取らざるを得ないよ。それを依頼することで、監査内容が左右されるようなことにもならないのではないか。顧客側としても、「匿名が前提、公表されない」などの保証があれば、応じられないということでもないと思う。
- A : 次の問題は、具体的にだれが審査するかだ。
- B : 申請は通産省に出すわけだから、第一には、通産省内部でやるということが考えられる。
- C : 情報処理試験の採点は、民間の委嘱された委員がしているようだが、今度の登録審査を役所の外に出すことになると、いろいろ問題がある。
- D : 申請者数は、そう多くはならないし、役所

の内部で、十分できるのではないか。

- C : しかし、他の制度の運用から類推すれば、いずれ外に出ることもあり得る。外に出る場合、申請者の所属、氏名などは、伏せることになるだろうが、極端な話、いわばライバル企業の人に審査されることも考えられる。
- D : 仮にそうであっても、どちらも淡々とやればやればいいんじゃないの。いずれ、その点は、運用ルールの中で明示されるだろうから、申請者はそれで判断すればいいわけだ。

〈登録の種類：「法人」と「個人」について〉

- A : 登録の形態が「法人」と「個人」になっている点については、どうか。
- C : 「法人」の場合、だれか代表者が一人、審査に通れば、登録されることとなると、なにか「法人」有利という感じもあるね。また、代表者がずっといるわけではないから、いなくなった場合の引き継ぎのところが、ややこしくなる。
- D : 一般的には、「法人」の方は、組織的な対応が可能というイメージ、「個人」は、小回りがきく感じで、ユーザーに対する目安としても、こういう区分はあった方がいいのではないか。
- B : 具体的には「個人」の部は、個人で経営コンサルタントや会計事務所を開いている人向けだと思うが、こういうシステム監査を業としてやる意思も能力もありながら、今、直ちに3年のシステム監査の実務経験を問われると困ってしまうところもある。今までやっているのは、システム監査より、コンサルティングだからね。  
このギャップをどう救うか、大きな検討課題だ。
- D : 協会の分科会活動で、現実のシステムを提供してもらって、擬似的に、監査を試みて

いるが、こういうケースも入れてもらう必要がある。

- A : 一般企業の監査部門などに所属し、本人は実務経験はあるが、企業としては、システム監査を業務として実施していないというケースがあるね。この場合、どうなるんだろう。

- C : 先の「第三者からシステム監査の要請があった時、受けなければならない」というのが要件だとすれば、その会社の就業規則と

の関連だけど、大部分のところでは、いわばアルバイトを公認するような形になり、許されないのではないか。仮に、許されるケースがあったとしても、今度は、引き抜き防止とのからみで、私が雇用主であったとしたら、許可したくないなあ(笑)。

- A : 一般企業の例えばEDP部門所属の合格者に対し、この制度の「個人」部門ができることで、実務経験を積ませるような方向に働くだろうか。つまり、監査部門がないところでは、それを作るとか、すでにあるところでは、そこに異動させようかなんてことがあるかどうか。
- C : システム監査の専門家でない経営者が、合格者と登録者の区別をそこまでしてくれるかどうか心もとないね。
- D : まあ、今度の制度発足で、直ちにすべての要素をカバーできないかもしれない。まずスタートさせてみて、あと、いろいろ補完していけばいいんじゃないか。(終)

## 事務局からの連絡

今日は、先に新聞等で報じられた「システム監査登録制度」について特集号という形で会報を送付しました。

この制度および内容について、質問又は意見がある方は以下の当協会事務局まで、郵送又はFAXでお送り下さい。

なお、その際に必ず会員Noと氏名の記入をお願い致します。

事務局からのお知らせ

〈会費振込みのお願い〉

本年度（平成2年1月1日～平成2年12月31日）の会費（正会費10,000円 準会員 8,000円）を未納の方は、下記宛にお振込みください。

郵便振替口座 東京 1-352357  
加入者名 日本システム監査人協会事務局

銀行振込口座 第一勧業銀行 北沢支店  
普通 1053488  
口座人名 日本システム監査人協会  
事務局 鈴木信夫

- ① 振込手数料は各自ご負担願います。
- ② 会費振込に際しては、必ず会員番号をご記入願います。
- ③ 請求書は発行しないことを原則としておりますが特に必要な方はお申し出下さい。

〈住所変更について〉

住所変更、所属変更等がございましたら、事務局へ書面でお知らせください。

〈会員の声・募集について〉

会員相互のコミュニケーションを図るため、『会員の声』を募集します。また、会報についてのご意見、ご要望もお寄せください。

この件については、会報担当宛に郵便、またはFAXでお送り下さい。

発行所 日本システム監査人協会

発行人 川野 佳範

事務局

〒157 東京都世田谷区砧1-10-11

NHK放送研修センター内 鈴木 信夫

TEL. 03(3415)7111(内631) FAX. 03(3415)1388

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします。

会報担当（ご投稿、ご意見、ご要望は下記まで）

長野 正己 東京海上火災保険(株)財務企画部

TEL. 03(3285)1637 FAX. 03(3211)2430

小松原 拓 富士通(株)教育部

TEL. 03(3735)1111 FAX. 03(3730)1389

今井 純子 公認会計士今井純子事務所

TEL. 03(3992)9381 FAX. 03(3992)2450